

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース6月号 (No.127)

2014年6月26日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 会員のみなさん、いかがおすごですか

さて、先月お送りした経営懇の声明『児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所経営を貫きましょう』リーフレットを、5 月末から 6 月前半にかけて、全国の私立認可保育所に郵送で届けました。みなさんのお手元にも届いたでしょうか。

このリーフレットだけで、すべての保育園経営者の不安や疑問に答えることは出来ませんが、各地で論議を巻き起こす契機にしていくことが重要です。政府や保育団体から発信される情報は決して十分とはいええず、その中で違う側面から問題提起も含めた発信がされたことを、興味を持って受け止める関係者の方も多いはず。そこで、リーフレットまかせにせず、会員のみなさんがそれぞれの地域の園長会等で、制度を少しでも改善させていく立場から疑問や要望をだしていくことが、よりよい制度づくりにつながることは間違いありません。

8 月に福岡で開催される合研集会でも、保育制度のシンポジウムや分科会が予定されています。合研集会への参加もお誘いしながら、リーフレットを活用し、保育制度の議論をまきおこしていきましょう。



## 経営懇声明リーフレット

### 各地で活用中！

声明リーフレットの全国発送を、5 月下旬から開始し、6 月 12 日に終了しました。群馬・東京・大阪・兵庫・広島は、独自に発送を行ないました。早速、夏季セミナーに参加してみたい、入会を検討したい、との反応が寄せられています。みなさんの地域ではいかがでしょうか。

全国事務局からの一斉郵送の他、個別に活用している地域もあります。

- ・浜松市～保育制度学習会で、保護者にも配布
- ・神奈川経営懇～県主催の事業者説明会の会場前で配布活動。
- ・京都経営懇～園長会等で、顔を合わせながら配布。(詳細は 8 ページ参照)。

ぜひ、他の地域でもリーフレットを活用し、保育新制度について疑問や要望を出し合う場を作っていきましょう。

※追加注文受付中 (1 枚 20 円送料込)。また、PDF ファイルを、ホームページに掲載していますので印刷もできます。ご活用ください。

## 第17回経営懇総会

### 深く学び運動を広げよう！

2014 年 6 月 1～2 日に、第 17 回経営懇総会を開催しました。今回は、2 日間の日程で、学習会を大きくうちだし、政省令の内容や公定価格等、最新の情報をふまえて、今年度の活動方針や、地域の活動を交流しました。26 都道府県から 158 名の参加があり、学習会には会員外から 9 名の参加がありました。



経営懇は、今年結成 17 年目を迎えました。合研集会での園長交流会等をきっかけに、民間保育園経営研究セミナー (主催: 全国保育団体連絡会) が始まったのが 1980 年。回を重ねてセミナーを開催す

る中で、民間保育園の経営・運営に関わる園長や理事の全国的なネットワーク組織をつくろうという気運が高まり、1998年に経営懇結成に至りました。



報告する森山事務局長

17年目を迎えた今年、会員園は昨年の総会時の417園から、443園に増えました。500施設の会員園をめざして及ば

なかったものの、福岡でのセミナーで九州に会員を増やしたり、各地域での地道な働きかけの結果、会員園が43都道府県・443園に広がりました。総会では、この広がりをさらに広げて、児童福祉法24条1項をよりどころに保育所経営を貫きつつ、幅広い保育関係者と共同しながら、すべての子どもに格差のない保育を保障することをめざそう、と提案されました。

## ●各地の活動報告・発言

◆群馬・下出ふじ子さん～高崎市の園長会として、厚労省・内閣府に懇談を行ないました。子どものための保育制度改革ではない、という思いが、園長会役員の中にあります。少しでも改善されていくように、園長会を通じて要望をあげていきます。



◆広島・吉川博子さん～広島市では、子ども・子育て会議に、園長会として2名が参加。園長会の中に制度検討委員会を設置し、その中に経営懇メンバーが3人参加しています。会議の前日には、この検討委員



会を開催し、検討してからのぞんでいる。市の単独補助は絶対継続してほしい、と要望している。ニーズ調査の結果では、例えば、ゼロ歳児1500人不足、対応するためには保育士が500人必要！という結果も出ており、一緒にいい方法を考えながら、現場から声をあげていくことがさらに重要になってきます。

検討会では、小規模保育の職員はすべて保育士にしよう、という要望に賛成もあり、いろいろな園長さんがいるが一致できる点もあると学んでいます。

◆神奈川・芳尾寛子さん～横浜市には、公立90園、私立492園があり、事業者説明会を2回開催しました。認定こども園に誘導することもなく、知らずに聞いていると、いい制度になるような印象を



受けます。2回目の説明会の中で、公定価格の請求事務について説明されました。これまで3か月分の運営費が月初めに概算払いで支払われていたのが、新制度では1か月遅れで請求・支払いになると説明され、これは大変なことになると思い、市に質問したり、園長会でも発言しました。他の園長からも拍手で支持されました。自分自身がわかっていないから自信がなく質問もしてきませんでしたが、わからないことは質問したり、意見や要望を出していくことが重要だと感じています。

◆東京・古跡道子さん～東京都練馬区では東京独自の合研の中で、若手保育士や認証保育園の保育士さんともつながりができました。認証の保育士さんは、



保育のことで、悩んでいました。無理やり子どもにご飯を食べさせている先輩、これでいいのかと悩んでいて、交流する中で、自分たちがおかしいわけじゃなかったと感じたそうです。保育を語るなかで、つながり、認証の実態を知ったり、励まし合ったりしています。同じ練馬区の中でも、保育にこんなに差があつていいのか、と思いました。つながりのなかで、子育て会議の座長さんとも懇談できました。

◆愛知・本田民代さん～愛知では、多くの自治体で



9月議会に条例案が出される予定で、そこにむけて運動しようと提起しています。京都の要望案を参考に、自分たちの願いを、公立や民間、研究

者の方も一緒に検討しました。また、保護者にむけて制度を知らせる意味でも、署名にとりくみ、より多くの人に知らせて行こう、としています。乳幼児期の保育に格差を持ちこませないように、自治体むけ署名や、自治体キャラバンでも、私たちの願いを伝えていこうと取り組んでいます。経営懇としては、保育制度を考える会をつくり、県下の保育園に呼びかけて学習会を開催します。

◆東京・新妻寛美さん～杉並区の私立園長会は、19



園から24園になり3分の1は企業立です。5月23日に自民党区議を講師に学習会を開き、24条1項を守ろうという一致点で、区長に要望を出す予定です。園長も顔

ぶれがかわり、まだ3年目の自分が副会長になりました。この間、杉並では、待機児童のお母さんたちが増やし隊をつくり、会派回りや要望提出など、活動しています。そういうお母さんたちや、在園児の保護者たちと、どう一緒に運動していくか？園長の立場から、がんばらねばと思っています。そのなかで、4月から園内でちいなか読者会を始めました。保護者から「先生たちの率直な意見が聞いて良かった」と言われ、言ってるつもりでも肝心なことは伝わっていなかったことに、気づきました。

◆福岡・小寺安さん～議案提案に対しての意見です。



セミナーの会場費が高くて赤字だが、今後なんとか改善したい。何としても会員を増やしましょう。福岡県宗像市12

か園のうち、2園がわが法人の園です。園長会をリードできる状況です。新制度についても、24条1項でいこう、市も一緒にこの線で一致してきました。平成の大合併で自治体は右往左往しましたが、本来の自治体のあり方を貫いたところが生き残っています。保育も、何を大事にすべきかに立ち戻ることが重要です。子どもの権利、地域の生活を守る、という保育が生き残っていけるはずです。施設訪問をすると、どの園でも、歴史と文化を持っています。知

れば、どこの園とも話をし信頼関係をつくれます。その中で会員を広げていきましょう。

## 新制度をめぐる動き

### ●自治体向け説明会開催

内閣府・厚労省・文科省は、6月4日に新制度の自治体向け説明会を開催しました（同封資料参照）。

◆市町村の準備事務は膨大

政令・府省令の発令は遅れ気味ですが、2015年4月施行に向けて、各自治体で準備を進めるように説明されています。今後市町村が行うべき準備事務は膨大です。事業計画関連の作業、各種基準の条例や規則づくり、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の検討や予算化等の作業、利用者負担の検討、認定事務、確認事務、等々、作業内容と実施時期が示されています（資料1-2 27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について、2P）。これらの準備事務をすすめるにあたっての様々な資料が、この説明会で出されています。

◆利用者負担について

資料によれば、利用者負担は、国が定める基準を限度に実施主体である市町村が定めることとされています。また、国の基準は、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とするということです（例：2号認定ならば、どの施設・事業でも、同じ利用者負担の水準、資料3 利用者負担について・73P）。

しかし、認可保育所と小規模保育など、保育の基準や条件が異なる施設・事業を同じ保育料にすることは、利用者にとっては納得しづらい問題です。また、保育料の国基準をみると、保育を必要とする2・3号給付では、短時間と標準時間区分でほとんど差がないことも問題です。

さらに、保育料負担以外にも、実費徴収（日用品代や文房具代、行事費用など）や上乗せ徴収（特別な保育に対する対価－オプション保育の保育料など）が認められています（保育所は市町村の同意が

必要)。実費徴収・上乘せ徴収がされることで、家計の状況によっては受ける保育に差が出てくる恐れがあります。

これまでの、自治体による保育料の負担軽減策を新制度移行後も、継続して行うよう要望していくことが必要です。

#### ◆Q & Aで詳細を学ぶ

資料の中にはFAQ（よくある質問）集が掲載されています。質問と答えから、制度の詳細等がわかることもあり、制度の理解を深める一歩につながります。職員会議や園長会等で、みんなで読みあうことも、不明点や課題を確認し合う意味で重要です（資料2-4公定価格に関するFAQ・31P、資料10-1事業者向けFAQ（第2版）・111P、資料10-2財政支援等関係（私学助成、就園奨励費、施設型給付）FAQ・133P）。

例えば、P122のQ27をみると、短時間認定の子どもの受け入れについて記載されています。短時間区分でも8時間を上限に保育が受けられる、とされていますが、Q27では、『施設ごとに一律の時間帯（たとえば9時～17時）を設定し、その時間帯以外の利用については延長保育とする』という回答です。時間帯によっては延長保育とされるのであれば、短時間認定でも8時間の保育が保障されないことになる、ということがわかります。現在の保育体制が抜本的に改善される見込みがない中では、すべての短時間認定の子どもにどんな時間帯でも8時間の保育を保障できるとは言えないことも事実でしょう。どう考え、要望したらいいのでしょうか。

Q&Aを読む中で、具体的な事例をイメージしながら、新制度の中味を把握しましょう。

#### ◆20～25時間の研修で地域型保育事業や学童保育等に従事！？—子育て支援員（仮）創設？

政府の産業競争力会議に、子育てが一段落した専業主婦等に一定時間の研修を受けさせ、学童保育や地域型保育事業等に従事できる『子育て支援員（仮称）』制度を創設する、という案が出されています。一時、准保育士制度の創設も取り沙汰されていましたが、子育て支援員が提案されていることから、准

保育士制度は今回は見送られたものと考えてよさそうです。しかし、都道府県化市町村が行う研修を一定時間受ければなれる子育て支援員で、想定されている現場の保育や事業は、安心・安全に行えるのか疑問です。人材確保は大きな課題ですが、この方法が果たして有効なのか、様々な角度から検証が必要です（資料6「女性が輝く日本」の実現に向けて、98P）。

#### ◆制度の正しい理解を深めつつ自治体にむけて

膨大な資料に加え、さらに次々と新しい情報が増えていきます。制度の学習は、学習会を何度も重ねたり、各園・法人や園長会等と一緒に読んだり、保護者や職員に伝えるために自分で整理してみたり、といったとりくみが必要です。正しい理解を深めつつ、では、実際に自分の自治体ではどうなるのか、具体的に当てはめながら考えることが求められます。自治体の担当者や担当窓口と、率直に疑問や要望をだしあったりできる関係をつくりながら、より良い制度になるようとりくみを粘り強くすすめていきましょう。

## ●公定価格の仮単価～認定こども園の1号認定15人で単価増？

公定価格の仮単価が示される中で、特別に単価が増えるケースが計算上存在することがわかりました。

愛知・新瑞福祉会の石井一由記さんからの情報提供です。

### <公定価格1号認定の単価について>

公開されている公定価格のシュミレーションソフトで試算したところ、2、3号認定だけを受入れた場合は、保育所と認定こども園との差はほとんどないようですが、1号認定こどもをある程度の人数受入れると大きな差が生じることが分りました。

例えば、90人定員で1号認定を15人受入れた場合、下記の条件で計算すると、認定こども園の方が年間で2,368万円も高くなります

（条件）

- ・12/100 地域、全員標準時間認定、主幹教諭専任化実施とする。
  - ・保育所は 2.3 号認定こども 90 人定員。4.5 歳 36 人、3 歳 18 人、1.2 歳 27 人、0 歳 9 人。
  - ・認定こども園は 1 号認定こども 15 人と 2.3 号認定こども 75 人を受入れたとする。
- 年齢区分は保育所と同じく、4.5 歳 36 人（うち 1 号 10 人）、3 歳 18 人（うち 1 号 5 人）、1.2 歳 27 人、0 歳 9 人。

この 3 つ目の条件で計算すると認定こども園の方が保育所より年間で 2,368 万円も高くなりなす。

#### ◆原因は・・・！

- ・原因は、15 人定員の単価が高いためです。
- ・本来なら 1 号も 90 人定員の区分で計算すべきですが、このソフトは 1 号と 2、3 号の定員を別々に計算するよう作られているためです。
- ・計算ソフトが間違っていないか名古屋市に問い合わせました。市もこのような差が出ることは気づいていなかったようですが、県などに確認したところソフトは間違っていないとのことでした。

#### ◆2 号認定の供給が減る？待機児解消はどこへ

これでは、供給過多になっている 1 号認定の利用定員増を奨励しているようなものです。不足している 2 号認定の供給量が減ることになります。

このソフトで「認定こどもに移行して 1 号こどもを入れよう」と考える事業者が出てこないとも限りません。（愛知・新瑞福祉会・石井一由記）

このような単価が成り立つとすれば、経営面だけを考えて、1 号認定子どもの奪い合いや、待機児童の増加等が、おこりかねません。移行を義務付けなかった三党合意の本来の主旨から言えば、どの施設でも存続できるような単価の設定をするのが当然でしょう。上記のような単価の設定自体に問題があること、どの施設でも存続できるような単価設計をすること等を、求めていきましょう。

現在示されている公定価格は、あくまで『仮単価』であり、最終的な決定は来年度の予算編成を踏まえ

ることになっています。

上記の 1 号認定 15 人定員の単価問題の他にも、幼稚園との比べて、開所時間・開所日数が長いにもかかわらず、単価差があまりない、という問題もあります。公定価格の仮単価が示されたことで、幼稚園との単価差が明らかになりました。保育時間に見合った平等な単価の設定を要望していくことが必要です。

## 新制度～自治体の動き

新制度にむけて、各自治体も動き出し、説明会や意向調査が始まりつつあります。その中で、国や自治体がどのように説明するのか注目し、疑問や要望を積極的に伝えていく必要があります。

### ●自治体窓口は三党合意・24 条 1 項を知らない？(宮城)

宮城の会員園から、移行に関する意向調査の事務連絡に、『新制度は移行を前提とした制度』と書かれていた、とのご相談がありました。

事務連絡  
平成 26 年 6 月 日

保育園設置者 殿

市健康福祉部子育て支援課

子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について（依頼）

※より本市の保育行政の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
※27年度より保育の量と質を充実させるため、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」と）が開始されます。新制度では、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行することを前提に各本市内地域の保育供給量を確保・調整し、待機児童の解消を図り、消費税率アップの財源を利用して品質を確保する内容となっております。

では、現在待機児童がなく保育の供給量は一定の水準を確保できておりますが、新制度への各施設の方針に基づき個々に判断していただくこととしております。  
※しながら、これまでの「のびのびプラン」にかわる新計画の策定にあたり、今後の保

しかし、三党合意や自治体職員むけ Q&A（2012 年 9 月）には 24 条 1 項にもとづき市町村の保育実施義務は残る、と書かれています（内閣府ホームページに掲載。また、信山社刊『子ども・子育て支援ハンドブック』にも掲載）。

今後、各地で、自治体側が、あたかも当然のように、『移行が前提うんぬん…』と、文書にしたり、発言したりすることが予想されます。そうしたことを見逃さず、おかしいと思ったら質問してみましょ

う。そういった市の動きや発言を、園長会や連絡会で共有し、懇談や要請の時に確認するなどの動きにつなげることが必要ではないでしょうか。

他の自治体でも、このような動き等がありましたら、お知らせください。(事務局)

## ●「いま、移行しないと乗り遅れる」～根拠ないことが明らかに！(大阪)

大阪・どんぐり保育園 乾みや子

6月11日に、全国保育協議会が開催した保育新制度セミナーSTAGEⅡ(大阪会場)に参加しました。

大阪では、多くの自治体で、2015年の制度開始時から認定こども園に移行しないと乗り遅れる、といったことがささやかれ、移行促進の姿勢が目立っています。

今回のセミナーでは、この件に関し厚労省の保育課長補佐・寺沢清氏が、「認定こども園への移行特例措置は10年間有効」と、明確に答えていました。この回答に、会場がどよめきました。全保協から、「5年後の事業計画見直しの際には需要を満たせば移行できない場合もある」との注釈がされましたが、『今、移行しなければ乗り遅れる』という主張には根拠がないことが改めて明らかになりました。

## ●県主催の説明会一質問続出、自治体担当者も首をかしげる…(福島)

福島・さくら保育園 齋藤美智子

6月18日に、福島県主催による全県対象の新制度説明会が開催されました。

福島市内では、保育所の認定こども園への移行を促進する動きは表立ってはみえません。市も待機児童解消のため、どちらかといえば幼稚園中心に移行してもらいたいと考えているようです。しかし、一方で移行に前のめりになって、施設整備を始めてい

る保育所もあります。

説明会では、国から「今回の制度改定は、わが町わが村の子育てを考え子どもの最善の利益のためのものにしたい」と説明されました。そこで、「わが町、というなら放射能問題はどうか？」と質問したところ、「低線量被ばくの影響はよくわからないから、加算対象にもなっていない」という回答で、怒りです。

このように積極的に質問したところ、他の園長さんや参加者からも次々と質問が出されました。「保育園は5年後にはすべて認定こども園になるのか？」との質問には、国は「そんなことはない、誰が言っているのか」と、きっぱり答えていました。また、自治体の担当者からも質問が出されたり、自治体に丸投げの状態に首をかしげる姿もみられました。

自治体職員も含め、まだまだ分からないことが多く、自治体ともっと話をしていかなければ、と思っています。7月8日には、大宮勇雄氏を講師に、『ふくしまの保育を考える会パート2』を、福島保育連絡会として計画中です。

---

今後、9月議会での条例審議が予想されますので、各自治体に要望を伝えていくタイミングは、今です。決まっていないからこそ要望し、少しでも改善させていく運動が重要です。

現時点で、国基準を上回る基準条例が出されている事例を、[大阪保育運動連絡会がまとめた資料](#)(基準条例上乘せ状況調べ)を同封します。各自治体でのとりくみに、ご活用ください。

# 各地域の運動・とくみ

## ●広島市に何を要望したのか —広島市との懇談

広島・愛児福祉会 石川幸枝

広島市の豊かな保育をすすめる会では、5月18日に広島市と新制度に関する懇談を行ないました。4月末に出された府省令をうけて策定される市の条例にむけて、私たちの要望を伝えるための懇談です。

### ◆重点的な要望

月刊『保育情報』の5月号に掲載された京都市の要望案一覧表を参考に、広島市に向けた要望を表にして手渡しました。重点的に要望したのは、次の2点です。

#### ①小規模保育、家庭的保育の基準

広島市は、5年後にはすべてA型（職員は全員有資格者）にする、と言っていますが、事業開始時点からA型にするように、要望しました。広島市では、2012年11月に認可外の夜間保育で死亡事故がありました。そういった事例もあげて、保育は専門家である有資格者にすべき、と要望しました。

#### ②広島市の単独補助の維持について

**イ：保育料の減免**・・・15年以上、保育料値上げをしていない。この実績をひきつぎ、引き続き保護者負担が増えないように要望。

**ロ：広島市独自の延長保育制度**・・・延長保育時間中も、最低基準遵守・障害児加配（一人4時間）を行なっている。この制度の継続を要望。

この他、市が独自で行っている補助を継続し、現在の保育水準を後退させないように、要望しました。

また、保護者向け説明会開催を要望しました。今後、直接制度を利用する保護者に対して、新制度に代わること等、何の告知もされていません。しおりやパンフを配るだけは理解できない、せめて各区で説明会の開催を、と要望しました。

### ◆実施主体は市町村、市町村に要望を届けよう

新制度の実施主体は市町村です。各自治体で、実

際どのように新制度を運用していくのか、どのような予算配分にするのか、どのようにわが街の子どもたちを育てていくのか、市町村とのやりとりは継続して続いていきます。まずは、現在の単独補助の状況を把握し、その補助の継続と、子どもたちの実情に沿った制度の運用を求めて、懇談や要請を継続していくことが重要であり、まだまだやれることはたくさんある、と感じています。

## ●保育課による保護者説明会 開催—保育制度を考える会・ 浜松のとくみ

静岡・保育制度考える会・浜松 中道律子

5月30日に、保育制度を考える会が主催し、保育課による保護者向け説明会を開催しました。会場は市内のたんぼぼ保育園をお借りしました。当日は、浜松市のこども家庭部保育課・山本専門監と次世代育成課・北村グループ長の2名が講師として参加し、141名の参加がありました。

### ◆保育制度を考える会・浜松のこの間のとくみ

保育制度を考える会は、保育者・保護者、市の職員労働組合等も参加している浜松市保育団体連絡会と経営懇加盟の民間保育園等で作っている会です。2010年の秋から、学習会を継続して行い、今回の説明会が6回目の学習会です。毎回、必ず、市の担当者にも案内してきました。行政側も、なかなか情報が入ってこない、ということから毎回参加がありました。また、市を通じて公立保育園にも案内を送っているので、公立保育園の園長や、保育者の参加もありました。

### ◆浜松市の状況

浜松市は、人口80万人。政令指定都市です。保育園児数は1万人に満たず、政令市で最下位です。4月時点の待機児童数は315人、県内で一位となっています。この状況をうけて浜松市は、2014年度・2015年度に保育所を整備し、1540人の受入枠拡大を予定しています。このうち、540人は、2015年4月から

開園する4園と定員増の2園で受け入れる予定です。新設4園のうち1園は、株式会社の運営です。2015年度整備の1000人分は、保育所と認定こども園で募集しました。

#### ◆説明会では質問続出

5月30日の説明会では、事前に市に対し質問状を渡し、市からの説明のあとに答えていただきました。事前質問への回答以外にも、保護者・職員からたくさんの質問が出されました。全体としては、国の動向が明らかにならない中で市は4月施行にむけて懸命に準備している、という印象を受けました。

『児童福祉法24条1項に市の責任があるからこそ保育園を増やし質も確保できるが、認定こども園では市の責任があいまいになるのでは?』との質問には、認定こども園を市が推進するので市の責任放棄にはならない、との回答でした。市は認定こども園に関与しますが、市の責任で保育を実施するわけではなく、24条1項と2項の違いが理解されていないようです。

『補助金がないと保育園の運営は厳しい、市の補助金はどうなるのか』と、質問したところ、国からの情報がない、市としてはコメントを控える、との回答でした。

参加者からは、「来年4月からスタートするのに、決まっていないことが多く不安」「こども園より保育園を増やして待機児童を減らす方が早いのでは」「市は24条1項を重視していないことがわかり不安」(保護者)、「施行が決まっているのに内容が未定でいいのか、市から国へ意見をあげてほしい」「保護者の生の声がきけてよかった」「市に生の声を伝える事は大事」「市の考えを把握できてよかった」(保育者・職員)などの感想が寄せられました。

今後、市が主催する事業者説明会(6月)、保護者説明会(8月)、パブリックコメント募集に、積極的に意見をあげていくことを確認しました。

## ●幼稚園からも多数の参加ー 熊本で学習会、110名参加

6月21日に、熊本市にて新制度の学習会が開催されました。熊本保育連絡会が主催し、佛教大学の杉山隆一氏と保育研究所の逆井直紀氏を講師に招きました。

これまで、経営懇会員園の園長さんが、園長会で「様々な意見の講師を呼んでほしい、新制度に対して様々な角度から学びたい」と要望してきましたが、なかなか実現しませんでした。そこで、連絡会として学習会を主催し、幅広く県内に参加を呼びかけることにしたのです。

当日は、和室の会場が110名の参加者で埋まりました。110名のうち、幼稚園関係者の方が約30名、自治体関係者も5~6名参加されました。認定こども園の課題について、杉山先生から「幼稚園文化と保育園文化の違いがある中で、単に一体化しても職員同士が話し合っていくことも難しい」と具体的な話がされると、大

きくうなずく姿も見られました。

市の子ども・子育て会議の委員を務める方



からも発言がありました。決まっていないことも多いからこそ、現場から要望していくことが重要と確認しあいました。

## 24条1項リーフレット 各地で活用中!

### ●動けば響く!ー神奈川

神奈川・たんぼぼ会 小林 忍

神奈川の経営研究会として「経営懇の24条1項リーフレット」を、神奈川の総会案内と共に独自に110園に送付しました。

また、県所管の民間保育園に向けての新制度説明

会が6月中旬に2か所で開催されましたので、会場入り口で「24条1項リーフレット」の配布を行いました。説明会に参加した園長先生が「リーフレット」に真剣に目を通しての姿や、「(郵送されたものを)読ませて頂きました。」「近隣の園に配布したいのでもっと欲しい。」「この団体の学習会は、近くで開催されないのか?」など、好意的な問い合わせなどがありました。

現場では、新制度についての不安や心配が沢山あり、タイムリーな呼びかけであったと感じると共に動けは響く状況に勇気を頂きました。

## ●京都～全国からの全園発送に加え園長会等で活用しよう

京都・朱い実保育園 兼田祐子

6月1日の総会&学習会に京都から8名参加しました。半分は5年未満の園長です。京都市内はプール制の激変緩和措置5年目。今年度でどのような収入になるかという市レベルの人件費問題に加え、2014年度は新制度の収入がわからず、どの道を選ぶか?で迷っている園長たち。子どもの保育を受ける権利は守らなければと保育所で残る道、いや、認定こども園になったほうが少しでも収入が増えるかと思ってみたり。

学習会でわかった公定価格の仮単価の内容と固まった意志。みんなにも知らせたいなあという気持ちがムクムクとわいてきました。ほかの園長たちも、全国経営懇からリーフレットが送られるだけではきっと説得力がないかも・・・ということで、京都の園長会で配ったり、理事に渡したり、議員に渡したりとできたらいいのではないかと、リーフレットを追加注文しました。宇治ではさっそく郵送したそうです。7月11日には、村山先生の学習会も企画できたので、あわせて参加を呼び掛けています。一人でも多くの保育所が保育所のままで残ってほしいという思いです。

## ●24条1項リーフレットをきっかけに論議を深めたとりくみ～東京・東大駒場保育の会にて

東京・民友会 志村毅一

24条1項リーフレットを含めた新制度にむけたとりくみの一つの例として、報告します。

### ◆学内の未認可保育所として出発

この保育所の正式名称は、特定非営利活動法人東大駒場保育の会・東大駒場地区保育所です。もともとは、東大教養学部の学内保育として、強い要望を受けて、1971年に未認可学内保育所として設立されました。学内の職員や学生の子どもたちの未認可保育所として発展してきました(土地建物は、東大の無償供与)。

2004年に、認証保育所(A型)となるに当たり、学外の利用者にも提供することになり、「東大駒場地区保育所」と名称を変えることになりました。

### ◆新制度施行後、どうすべきか!?

認可保育所を目指して検討をしてきたのですが、学内の利用者を優先することが困難であってはいけない、と考えて、「幼保連携型認定こども園ならば利用者を選べる」と理事会で、一時結論を出しました。

しかし、全保連のパンフや経営懇会員の学習会などで認定こども園の本質を学習して行く中で、やはり認可保育所としてがんばるべきとの結論に達しました。

6月17日には、私が講師として出向き、「経営懇総会学習会の資料」「経営懇24条1項リーフレット」を使って、理事長を含め全職員で学習会を行ないました。その中で、あらためて、24条1項にもとづき保育所として新制度にのぞもう、との確信を深めたということです。今後、認可化を目指して、目黒区との交渉を進めていくとのこと。

このように24条1項リーフレットを、各地域や園で活用し、論議を深めていく契機にしていきたい、と思います。

<連載・第5回>

# 労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

## 第5回「算定基礎届」

**Q.** 私達の保育園の給与計算は、当月末締め当月25日支払です。締日後に入職した職員がいて、3月分の給与を4月に支給する4月分給与とあわせて支払いました。算定基礎届には、毎年4月、5月、6月の給与の額を記載しますが、4月分は3月の給与分を含めたままで記載していいのでしょうか？

**A.** 4月に支払われた金額をそのまま記載することは4月分としては、正しい給与額ではありません。3月の給与分が4月支給分とあわせて支払われた場合、算定基礎届の4月には、3月分の給与額を含めない金額を記載します。

紫陽花が咲いているのを見かけると梅雨の季節だなあと実感する今日この頃です。園の事務の方は、給与計算、賞与の支給、労働保険の申告書に算定基礎届の作成と大変な時期を迎えられているのではないのでしょうか。今回は、算定基礎届について取り上げたいと思います。

私たちは普段、「算定基礎届または算定」と呼んでいますが、「算定基礎届」は書類の名前で、正式には「定時決定」といいます。では、どうして算定基礎届を年金事務所に提出するのでしょうか。これは、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差がでないように、毎年1回、標準報酬月額の見直しをするためです。

算定基礎届の対象になるのは、その年の5月31日までに被保険者資格を取得した人で7月1日現在、被保険者である人全員です。（休職中の人や7月1日に退職した人も対象になります。）原則、決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月までの1年間適用されます。ただし、6月1日以降に被保険者になった人や7月、8月、9月に標準報酬が改定される人（月額変更または産前産後もしくは育児休業改定をされる人）は算定の対象にはなりません。なぜなら、資格取得した時や月額変更した標準報酬月額が翌年8月まで適用されるためです。

算定基礎届には、毎年4月、5月、6月に支払われた報酬を記入しますが、月給者の場合で注意することは、

- ① 支払基礎日数（その給与の支払対象となった日数をいいます。）が17日未満の月は対象から除きます。
- ② 対象月（17日以上ある月）の報酬の合計額を対象になった月数で割ります。

時給者の場合は、次のことに注意して下さい。

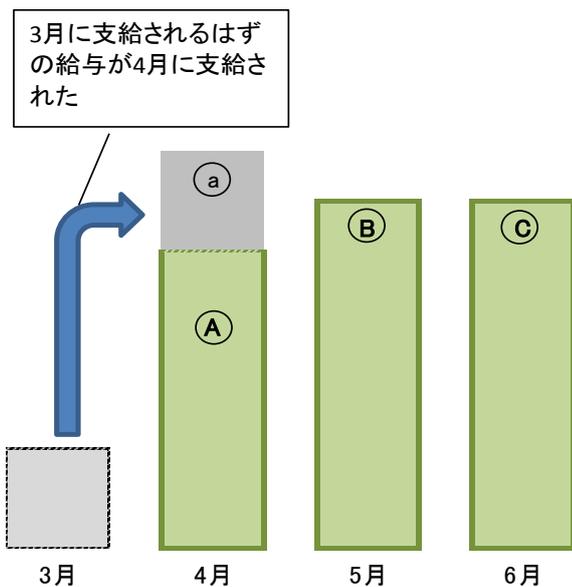
- ・パートタイマーは4月・5月・6月の3か月のうち支払基礎日数が17日以上ある月がある場合17日以上ある月の報酬月額の平均により算出する。
  - ・4月・5月・6月の3か月においていずれの月も支払基礎日数が17日未満の場合はその3か月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算出する。
  - ・4月・5月・6月の3か月間のうち支払基礎日数がいずれの月においても15日未満の場合は、従前の標準報酬月額をもって算出する。
- 備考欄には時給者またはパートと記入することもお忘れなく！

これは、みなさんご存じだと思います。では、質問のように給与をあとで支払われた時にはどのように記入すればいいのでしょうか。

例えば、次のように給与が支給された場合

	支払基礎日数	基本給・諸手当	3月給与分	合計
4月	30日	198,700円	15,000円	213,700円
5月	31日	207,600円		207,600円
6月	30日	219,800円		219,800円
総計				641,100円

4月、5月、6月に支払われた給与額で計算すると  
 実態とかけ離れた額になってしまいます。そのため、  
 3月の給与額分を差し引く修正平均という方法で記入します。



原則で計算すると4月、5月、6月の報酬の総額を対象月数で割ることになるので…

$$A+a+B+C$$

3か月 で計算するため、213,700円で標準報酬は220,000円になります。

しかし、3月に支給されるはずのもの（15,000円）が含まれているので、これは4月本来の正しい給与額ではありません。そのため、

$$A+B+C$$

3か月 で修正計算しなおした **208,700円** で標準報酬月額を決めることになります。

被保険者整理番号		被保険者氏名		生年月日		種別		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬月額				文払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計		適用年月		備考			
算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計	平均額	修正平均額	※決定後の標準報酬月額		※改定予定月		※作成原因	
				健 190 千円	厚 190 千円	年 月		15,000 円			
4月 30日	198,700 円	円	198,700 円	641,000 円	26年 9月			15,000 円			
5月 31日	207,600 円	円	207,600 円	213,700 円	208,700 円			26年 4月			
6月 30日	219,800 円	円	219,800 円	健 200 千円	厚 200 千円					送信	

※備考欄には、4月に支払われた3月分の給与額と支払われた月を記入します。

最後に、実際、算定基礎届を作成していると手引きのように簡単なことばかりではありません。やはり、どう記入すればいいのかわかる事例も出てきます。その時は、年金事務所に問い合わせ、記入方法を確認されることをお勧めします。また、年金事務所毎に事業所を選んで「定時決定調査」

が行われます。調査対象になったときは、全職員の賃金台帳、出勤簿、源泉所得税納付書が必要になります。調査対象になったときは、事前に確認し、社会保険加入該当者が未加入（未加入問題）になっていないようにしておきましょう。

## 当面の課題

### ●声明リーフレットを活用し、24条1項を核にすえ論議をまきおこそう！

経営懇役員会として、『児童福祉法24条1項にもとづき保育所経営を貫こう』という声明を作成しました。6月中旬までに、全国の民間保育園に郵送等で届けました。各地での反応はいかがでしょう？ 近隣の保育園に、『24条1項のリーフレット、見た？』と聞いてみましょう。

自治体によっては認定こども園への移行が当然といった雰囲気づくりをすすめています。冷静に判断することが求められます。

また、公定価格の仮単価をもとにシュミレーションして、数字で一喜一憂する状況も生まれていますが、何が大事なのか、原点に立ち返ることが求められています。

法人・園で、また地域の園長会等で、声明リーフレットを活用し、新制度の実体をつかみ、数字に振り回されず、“確定していないからこそ国・自治体に要望しよう”、という論議をまきおこしましょう。

### ●自治体へのとくくみを強めよう

自治体への働きかけが重要です。できることから動きをつくりましょう。同封の『運動の手引き第4版』も、ぜひ参考にしてください。

#### \*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
  - ・行政説明等では、質問や意見を出そう。
  - ・条例づくりや事業計画に、意見を出そう。
- すぐに実現しなくても要望し続けていくことが大事。

#### \*関係者との共同のとくくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

### ●学びを力に！学習会開催補助金、今年度も継続

2014年度も、学習会開催補助を継続します。積極的に活用し、新制度への正しい理解を深めながら、制度の改善をかちとっていきましょう。

#### 【経費補助の条件】

- ・会員限定の学習会にせず、県内・地域内の全保育園を対象に参加を呼びかけること
- ・県を超えた地域、または県レベルでの学習会であること（園ごとや一部の地域等小規模な会は除く）。
- ・補助額は、上限5万円とする。

### ★声明リーフレットの注文受付ます

全園発送以外に、各法人・園等で活用する場合は1部20円（送料こみ・10部以上）で、お送りします。また、ホームページにPDFを掲載しますので、印刷してご活用いただくことも可能です。

### ★機関誌経営懇11号完成！



7月初旬に発送します。

会員園に1冊進呈します。追加で購入する場合、会員は500円（会員外は1000円）です（送料無料）。

※あわせて、2014年度の会費請求もいたします。

よろしくお祈りします。

#### 同封の資料（ご確認ください）

- ①自治体向け説明会資料
- ②基準条例上乘せ状況調べ
- ③運動の手引き